# 大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例について

# 経緯と目的

環境に対する意識の高揚や国の再生可能エネルギー施策の推進により、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備の設置は全国的に増加しています。

本市においても、太陽光発電設備の設置が増加している一方で、設置に伴う災害の誘発不安や景観阻害、動植物の生態系への影響等が懸念されるとともに、周辺住民への事業に関する説明不足により、地域住民や関係者とのトラブルが発生している事例があります。

このような問題を解決するため、本市の豊かな自然環境や田園環境の中で、人と自然が共生し、安全・安心な生活環境の保全と再生可能エネルギーの利用との調和を図るため「大崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定し、豊かな地域社会及び住み続けられるまちづくりに寄与するものです。

### 条例の特徴

#### 【市】

- ◆条例の適切かつ円滑な運用を図らなければならない。(第4条)
- ◆事業者に対しての資料提出や立ち入り調査, 助言, 指導又は勧告, 公表に関する権限(第12・13条)

#### 【事業者】

- ◆住民等との良好な関係の保持並びに地域振興に努めること、設備及び事業区域適正な管理と廃棄物の 適正な処理、事業を廃止するときは、土地を原状に回復することを義務化(第5条)
- ◆市への届出と事前協議、対象住民等への説明会の開催及び協議を義務化(第9条・第10条)

#### 【市民】

- ◆市の施策及び本条例に定める手続きへの協力に努めること(第6条)
- ◆事業者へ, 事業計画についての意見を申出する権限(第10条)

# 目的(第1条)

#### 【目的】

本市の豊かな自然環境等の保全と<mark>再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和</mark>を図り、自然環境等に配慮した、潤いのある豊かな地域社会及び住み続けられるまちづくりに寄与する。

# 定義(第2条)

#### 【条例で使用する用語の定義】

- ◆再生可能エネルギー源(太陽光(太陽熱)・風力・水力・地熱・バイオマス) ◆再生可能エネルギー発電設備
- ◆事業 ◆事業者 ◆事業区域 ◆建築物 ◆行政区 ◆住民等 ◆廃棄物

# 基本理念(第3条)

大崎市の豊かな自然環境等は、市民の長年にわたる努力により形成されてきた市民共通の財産であり、将来にわたってその恵沢を享受し、持続可能な未来を構築できるよう、市民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。

# 関係者の責務(第4条・第5条・第6条)

【 市 】◆条例の適切かつ円滑な運用を図らなければならない。

#### 【事業者】◆関係法令及び本条例を遵守すること。

- ◆大崎市の自然環境等への配慮と住民等との良好な関係保持、地域振興に寄与するよう努めること。
- ◆設備及び事業区域の適正な管理をしなければならない。
- ◆事業に伴う廃棄物処理の適正な処理と土地を原状に回復しなければならない。

【 市民 】◆市の施策及び本条例に定める手続きに協力するよう努めること。

# 適用事業(第7条)

- ◆発電出力10キロワット以上の事業。 (ただし、太陽光発電設備で建築物の屋根等への設置及び個人が自己の居住する土地及び隣接する 土地に設置する50キロワット未満の設置は除外。)
- ◆増設により、10キロワット以上となる事業も対象。

# 抑制区域(第8条)

- ◆災害が発生するおそれがある区域、自然環境等の資源として認められる区域、特色ある景観が保たれている区域、歴史や文化を保全する必要がある区域など、必要と認めるときは規則で定めるところにより、事業者に対し、事業の抑制を求めることができる区域を指定することができる。
- ◆ 区域の指定,変更,解除をするときは、大崎市環境審議会の意見を聴かなければならない。

# 届出•事前協議等(第9条, 第10条)

#### 【届出】

- ◆事業を実施しようとするときは、計画を市長へ届け出なければならない。
- ◆計画を変更する場合,中止,廃止する場合も届け出なければならない。

#### 【事前協議】

◆届出をするときは、事業へ着手する90日前に市へ事前協議しなければならない。

#### 【住民等への説明】

- ◆事業者は協議の前に、住民等のうち規則で定めるものへ事業計画に関する説明会を開催しなければならない。(変更も同じ。)※50キロワット未満の場合は、個別訪問等の周知で説明会に代えることができる。
- ◆対象住民等は、事業計画について意見を申出ることができる。
- ◆事業者は、意見の申出があった場合、対象住民等と協議しなければならい。
- ◆事業者は、対象住民等の理解が得られるよう努める。

# 事業の確認・報告及び立入調査(第11条, 第12条)

- ◆市長は、事業計画等の届出があったときは、速やかに現地を確認する。
- ◆市長は、必要な限度において、事業者に対し報告もしくは資料の提出を求めることができる。
- ◆市長は、市職員に事業区域に立ち入り、調査及び質問をさせることができる。

# 助言, 指導又は勧告, 公表(第13条, 第14条)

#### 【助言, 指導又は勧告】

- ◆市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、助言又は指導を行うことができる。
- ◆市長は、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。

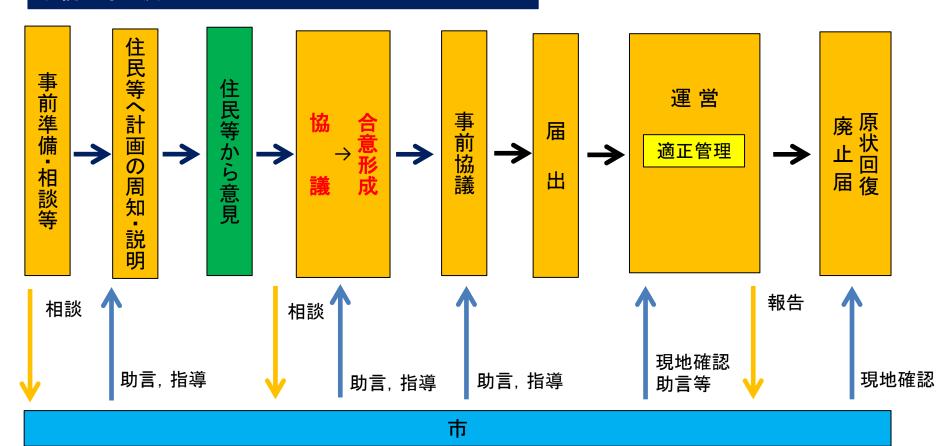
#### 【公表】

- ◆市長は、正当な理由なく勧告に従わないときは事業者の氏名等を公表することができる。
- ◆公表するときは、事業者に対し弁明の機会を与えなければならない。
- ◆市長は、公表しようとするときは、大崎市環境審議会の意見を聴かなければならない。

# 委任等(第15条, 附則)

- ◆この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。
- ◆施行期日と経過措置について規定。

# 手続き等の流れ



# 施行までのスケジュール

期日	内容
令和2年 4月 1日	宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン施行
令和2年 6月下旬	条例作成資料収集
令和2年 7月下旬	先行自治体条例運用調查, 条例素案作成
令和2年 8~9月	条例素案 部課内検討
令和2年10月	条例素案 庁内調整
令和2年11月 5日	庁議 素案審議
令和2年11月18日	環境審議会
令和2年11月26日	議会 総務常任委員会
令和2年11月30日 ~12月21日	パブリックコメント募集 提出意見 2法人 10件
令和2年12月20日	市民懇談会(古川・鹿島台・岩出山の3会場)
令和3年 1月28日	議会 総務常任委員会
令和3年 2月 1日	庁議 条例案審議
令和3年 2月 8日	議会議員全員協議会
令和3年 2月	議会 令和3年第1回定例会 議案
令和3年 3月上旬	公布・施行